

第十章 鉄道の開通と電信電話

第一節 鉄道誘致運動

播但ルートと阪鶴ルート

但馬の近代化の動脈として、画期的な役割を果たしたのは、山陰線の開通である。わが国の鉄道建設に当っては、産業の開発と共に軍事上の輸送手段としての役割が優先的に重視された。

但馬に向って鉄道ルートは二つの方面からのびて来た。その一は大阪―姫路―生野を結ぶルートである。これは西日本の幹線ルートとしての「山陽鉄道」の支線延長として生野鉾山の鉾石輸送を大きな狙いとしていた。山陽鉄道は兵庫県下最初の私有鉄道として明治十九年に神戸姫路間に計画され、明治二十二年（一八八九）に開通したが、飾磨―生野間の「播但鉄道」は明治二十七年に工事に着手し明治二十八年（一八九五）に開通している。この播但鉄道の大株主には東京在住者が多いが、次第に役員の中に日下安左衛門、鎌田三郎兵衛、佐川義右衛門などの但馬在住大地主の名が現われる。播但鉄道の計画は、生野鉾山の鉾物資源

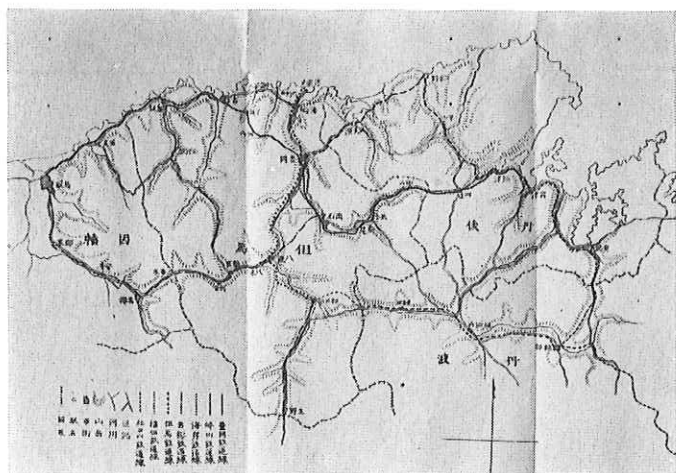


写真97 鉄道布設計画図(豊岡市立図書館蔵)

を輸送することを主たる目的としたが、同時に播州の開発と、但馬との交流をはかるため和田山に通じ、円山川、市川の舟運にとつて代る津居山港への輸送路として企図されたものであった。

もう一つのルートは京都、大阪、神戸より舞鶴を目指すルートである。「京都鉄道」は明治二十九年京都を起点として着工し、明治三十二年に園部まで開通した。「阪鶴鉄道」は明治二十八年から準備にかかり、明治三十二年に大阪から三田、篠山を経て福知山まで開通した。明治三十五年、日露の関係が険悪化し、日英同盟締結、対露戦争準備の急に迫られるや、その軍事的必要から海軍の要港となっていた舞鶴への官設による鉄道計画が決定されて、昼夜兼行で工事が進み、明治三十七年十一月には福知山―舞鶴間が開通し、大阪―舞鶴間の直通列車が運転されるに至った。舞鶴が当時としては軍事的に極めて重要視されており、山陰線の当初の起点も舞鶴と考えられていて、舞鶴から但馬へのルートがのびてこようとしたのである。

山陰線建設計画と鉄道敷設法

鉄道史上において山陰鉄道計画が最初に具体化したのは、明治二十二年五月三十日、兵庫県小西壯二郎外二九名の発起にかかる摂丹鉄道が、路線を舞鶴より松江に達する二二六哩余の敷設計画をもって、山陰鉄道株式会社を設立せんとして兵庫県知事に出願したことにはじまる。この計画は鉄道局長官井上勝によって却下され計画倒れに終わったが、この私鉄計画に対し、官設鉄道計画として明治二十五年（一八九二）の鉄道敷設法が登場してくるのである。この鉄道敷設法は、明治二十年代に入って我が国力の進展に伴い、全国的な鉄道網の建設が考えられる時期に達したため制定公布をみたものであるが、その路線計画の中には、「山陰線」（舞鶴、鳥取、浜田、山口間）と、「山陰及び山陽連絡線」（姫路、鳥取、境間）が含まれており、山陰、舞鶴方面に対して技師仙石貢が実測調査に派遣されている。

鉄道敷設法には次のような定めがあった。

「第一条 政府ハ帝国ニ必要ナル鉄道ヲ完成スル為、漸次予定ノ路線ヲ調査シ、及敷設ス。

第二条 予定線路ハ左ノ如シ。

近畿線

一、京都府下京都ヨリ舞鶴ニ至ル鉄道。

山陰線

一、京都府下舞鶴ヨリ兵庫県下豊岡、鳥取県下鳥取、島根県下松江、浜田ヲ経テ山口県下山口近傍ニ至ル鉄道。

山陰及山陽連絡線

一、兵庫県下姫路ヨリ生野若ハ篠山ヲ經テ京都府下舞鶴又ハ園部ニ至ル鐵道、若ハ兵庫県下土山ヨリ京都府下福知山ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道。

一、兵庫県下姫路近傍ヨリ鳥取県下鳥取ニ至ル鐵道、又ハ岡山県下岡山ヨリ津山ヲ經テ鳥取県下米子及境ニ至ル鐵道、若ハ岡山県下倉敷又ハ玉島ヨリ鳥取県下境ニ至ル鐵道。

以上ノ線路ニ変更増減ヲ要スルモノアルトキハ帝國議會の協賛ヲ經テ之ヲ決定スベシ。

第七条 予定線路中左ノ線路ハ第一期間ニ於テ其ノ実測及敷設ニ着手ス。

一、近畿予定線ノ内、京都府下京都ヨリ舞鶴ニ至ル鐵道、若ハ兵庫県下土山ヨリ京都府下福知山ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道。

一、山陰山陽連絡予定線ノ内、兵庫県下姫路近傍ヨリ鳥取県下鳥取ヲ經テ境ニ至ル鐵道、又ハ岡山県下岡山ヨリ津山ヲ經テ鳥取県下境ニ至ル鐵道、若ハ岡山県下倉敷ヨリ鳥取県下境ニ至ル鐵道。

以上ノ外ニ尚敷設ノ急ヲ要スベシト認ムルモノアルトキハ、帝國議會ノ協賛ヲ經テ更ニ第一期工事トシ、特ニ公債ヲ募集スルコトヲ得。

比較線路ハ政府ニ於テ更ニ調査ヲ遂ゲ、帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ決定スベシ。

第八条 第一期鐵道工事ハ起工ノ年ヨリ向フ十二年ヲ以テ成効期限トス。

第十四条 予定鐵道線路中未ダ敷設ニ着手セザルモノニシテ、若シ私設鐵道会社ヨリ敷設ノ許可ヲ願出ル者アルトキハ、帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ許可スルコトアルベシ。

鉄道敷設法の条文にみられる当時の考え方には、鉄道の建設に対する国家の軍事的重点的優先主義が強くみられる。舞鶴軍港への連絡線や、境港への山陽山陰連絡線が優先的に取上げられている一方、当時の政府の構想の中には現行の山陰本線はまだ描かれておらず、また山陰線の構想として、舞鶴を起点として豊岡、鳥取、松江、浜田を経て山口へ至る鉄道が第二条の予定線路にあげられているものの、舞鶴と豊岡の間のルート、豊岡と鳥取の間のルートはいずれも空白であった。

鉄道敷設法の公布に伴い、政府は線路取調査委員を任命し、線路調査掛を設け、地理、経済、軍事等の各方面から路線調査にとりかかった。これにより地方における鉄道誘致運動が一挙に燃えあがった。近畿、山陰地方においても、自治体、大地主、商工団体などによる猛烈な運動が起り、政官界へのはたらきかけがなされるに至ったのである。

播但鉄道計画の進展

播但鉄道の計画については、まず最初に明治二十年（一八八七）十一月五日に、播磨国神東郡川辺村（現在の神崎郡市川町東川辺）内藤利八ほか八名が、飾磨と生野間に「馬車鉄道敷設の義御願書」を内閣総理大臣宛に提出し、その後明治二十二年十月十八日にこれを「汽車鉄道の儀」と変更の義御願いをし、漸く明治二十六年六月三十日にその免許を得た。これは山陽、山陰の連絡と、生野、鉢石の鉢石運搬を目的とし、翌二十七年二月に姫路から起工、明治二十八年（一八九五）四月十七日に飾磨と生野間、四九・二キロメートルが開通して営業が開始された。

この播但鉄道の延長計画については、和田山までの延長が明治二十七年七月に仮免許を得、ついで明治二

十九年五月二十三日付で本免許を下附されている。また、更に津居山までの延長が、明治二十七年九月に申請されている。この津居山までの延長計画の事業目論見書の予定コースが、現在の山陰線の通っているところ「……八鹿村、伊佐村、宿南村、日高村、国府村、八条村、……」と記録されている。明治二十九年三月七日に開かれた中央の鉄道会議において、寺内正毅案として「和田山・鳥取区間を一区間として許可する」ことが可決され、播但鉄道に対し、同社の事業目論見どおりに敷設免許が下附されることとなり、ここに日高村を通過する鉄道の建設案がはじめて決定されたのである。

和田山〜鳥取間（いわゆる和鳥線）の鉄道免許の決定は、沿線予定の住民にとってかつてない朗報で、その喜びはたとえようもなく、積極的にこれを支援して早期の開通を計るべく、沿線町村間で次のような播但鉄道会社株式の引受割当が行われた。（一）内引受株式数。

豊岡町（七〇〇）、日高村（二五〇）、三方村（二〇〇）、城崎町（一五〇）、国府村、西気村（各一〇〇）、中筋村（七〇）、港村、奥竹野村（各五〇）、口佐津村（四〇）、五莊村、竹野村、中竹野村、香住村（各三〇）、八条村、新田村、三江村、田鶴野村、奈佐村、内川村、八代村、清滝村（各二〇）、奥佐津村、長井村（各一〇）。以上合計二〇〇〇株。

すなわち、このとき、日高、国府、八代、三方、清滝、西気の六カ村で、合計六九〇株を割当てられている。この割当てを受けて、各村では村会を開いて議決し、更に各部落に株式の引受を割当てた。清滝村の記録によると、播但鉄道株主募集の件につき、清滝村配当株数二〇株を次のとおり大字村に配当した。

十戸村、石井村、栃本村、名色村、太田村、山宮村（各三株）。頃垣村（二株）。

山宮村以外は配当株の引受に応じたが、山宮村は集会を開いて熟談した結果、これに應ずる相談がまとまらず、引受を辞退してしまった。播但鉄道は結局營業成績が不振で、明治三十六年四月には一切を山陽鉄道に売却し、折角獲得した和田山々鳥取間の敷設の免許も返納し、会社は解散してしまうのであるが、山宮村の人々には案外先見の明があつたといえるのかもしれない。しかし、播但鉄道を買収した山陽鉄道は、難工事であつた生野々和田山間の敷設工事を鋭意継続して施行に當つたので、遂に明治三十九年（一九〇六）四月一日に、姫路―和田山間の播但全線の開通をみるに至つたのである。

氣多郡の人々の鉄道誘致の考え方

氣多郡は但馬国の中央部に位置を占めていたが、鐵道路線のコースに於いての考え方は、南北に貫通するコースよりは、東西に横斷貫通するコースの開設が、伝統的に強い目標と感ぜられていたようである。即ち、出石から、日高村、三方村、西氣村と東西に貫通して、七美郡村岡へぬけ、二方郡を経て因幡国へ達するコースがこれである。

以下にその考え方の典型例を示そう。

「山陰縦線鉄道ニ對スル願

（前略）過般鐵道庁技手ノ山陰縦線鐵路ニ関シ、但馬国ヨリ因幡国ニ達スル路線ヲ踏測ナリシ際、我ガ氣多郡ハ生憎ク風雪峭冽ノ日ニシテ、人民企望スル路線ハ実踏査ヲ得ラレズ、特ニ山路日没ノ後トナリ生命ノ危害ニ及ブアルモ測ラレザリシヨリ、或ル一方ヲ通過ナリテ、路線主的ノ地ヲ踏^{ツマ}レザリシハ郡民ノ遺憾ニシテ失望バム能ハザル所ナリ。抑、^{ソモモ}鐵道汽車ノ要タル、軍事運搬事業ノ大ナルヨリ、工商物貨發達、知識才能

ノ活動、人民往来交渉ノ小ナルニ至ル迄デ、凡テ万国訂盟交渉ニ在テ、必須ナルハ言ヲ待タズ。文明富強此ヨリ生ゼザルナケレバ、其通過スル路線ハ地方ノ開明進歩ヲ来スノ已ム可カラザルモノトス。故ヲ以テ我が氣多郡ノ若キ、海川ノ運搬交通ノ便ヲ欠キ、国（但馬）ノ中央ニ位シテ商工物資ノ集散、人民交通頻繁ヲ見ル地位ナルニ拠ルモ、山陰鐵道縦線路ハ但馬国ニ於テ最適最要ノ地位ナルモノト認視スルヲ以テ、異日本線路実測設計ノ挙ヲ見ルニ先ダチテ、向者上願シタル但馬国氣多郡、日高村、三方村、西氣村ヨリ七味郡、二方郡ヲ經テ因幡国ニ達スル路線ノ縦線鐵道ニ必須ナル疑ヒナキノ実地踏査ヲ与ヘラルル様御處理相成度、過般技手踏査ノ際、風雪ノ為メ踏測ヲ得ラレザリシヲ以テ人民ノ失望措ク能ハザリシニ因リ、茲ニ重ネテ中情ヲ訴ヘ路線実地踏測ヲ申請ス。敢テ一区一郡人民ノ便否利不利ヲ図ルノ意ニ非ズ。単ニ鐵路ヲ要スル必須ノ適否ヲ陳ベテ国家ニ尽ス微意ヲ諒照ノ上、何卒御允裁相成度、此段奉懇願候也。

明治二十八年三月

兵庫県但馬国氣多郡中筋村ノ内伏村

白髭 初造 印

同国同郡国府村ノ内上郷村

古橋 孝之輔 印

出石郡の人々の鐵道誘致の考え方

出石の人々も、氣多郡の人々に劣らず、陳情合戦に乗り出している。その代表的なものは、山陰鐵道縦貫線（鐵道敷設法、第二条の予定線

路として所定の山陰線)を舞鶴から豊岡へ開設する場合のコースとして、宮津、須津、四辻、中山、出合、南尾、出石、豊岡を結ぶコース(これを豊岡線と称している)を主張するものであった。

以下にその意見書を二通紹介しておこう。

「山陰鉄道縦貫線中豊岡線ヲ取ルベキ意見書(その一)

山陰縦貫線ハ、北、露領ニ対シ、西、朝鮮ニ隣シ、国防上ヨリシテ之ヲ言フモ、經濟上ヨリシテ之ヲ言フモ、皆至大ノ關係ヲ有セザルナシ。輕々之ヲ敷設スルハ國家ノ大計ヲ誤ルノ甚シキモノナリ。(中略)聞ク所ニ由レバ此線路(宮津鳥取間)ニ於テ、政府ノ実測シタル所、凡ソ四線アリ。曰ク豊岡線、曰ク峰山線、曰ク海岸線、曰ク若桜線是ナリ。(中略)海岸線(峰山線を久美浜で分岐三原峠を越え城崎香住)ハ其名称ノ如ク海岸ニ接スルガ故ニ、国防上ニ於テ最モ不利ノ線路タリ。若桜線(八鹿八木関宮出合氷ノ山春米を経て若桜郡家鳥取)ハ大山高原アリ。三哩余ノ隧道ヲ穿テ、尚且アプト式ヲ用ヒザルベカラザルガ故ニ亦不利ノ線路タリ。(中略)故ニ之ヲ省キ、茲ニ豊岡峰山ノ二線ニ就キ、宮津豊岡間ノ利害得喪ヲ比較シ、豊岡線ヲ取ラザルベカラザル所以テ設定セントス。

試ニ豊岡線(宮津須津四辻中山出合南尾出石を経て豊岡鳥取)ヲ以テ峰山線(宮津峰山網野久美浜を経て豊岡)ニ比スレバ其利便七項アリ。即チ左ノ如シ。

- 一ニ曰ク、線路海岸ニ瀕セザル事。
- 二ニ曰ク、従前ヨリノ順路ナル事。
- 三ニ曰ク、生糸市場ヲ通過スル事。

ルノ状ヲ呈シ、実ニ生糸集散ノ一大要地トス。況ンヤ出石ノ地ハ山名氏ノ時ヨリ但馬ノ首府タルモノ四百許年、其人口ハ今ニ至リテ豊岡ト伯仲シ、峰山久美浜ノ比ニアラザルヲヤ。且ツ出石ノ生糸業ニ於ケル一斑ヲ記スレバ、出石町及其近傍ニ於テ、器械製糸場ノ建設セラレタルモノ大小十數箇所ニ及ビ、出石町ニ於テ生糸会社ノ設立セラレタルモノ無慮三箇所ニ及ビ、昨年以来更ニ生糸取引所ヲ設ケント欲シ、今ヤ現ニ其設置ヲ計画セリ。シカノミナラズ、古来七箇所ノ磁器製造所アリ。最良ノ磁器ヲ生ジ、山陰北陸及ビ大阪神戸等ニ輸出スルコト少カラズ。是ニ於テカ商買、荷集、売買活発、其金融機關ノ如キモ明治十一年以來国立銀行アリ、漸次利益ヲ得テ今ヤ増資ノ出願中ニ係ルノミナラズ、生野銀行、豊岡貯畜銀行ノ如キ皆支店ヲ此地ニ設ケ、市人モ亦現ニ一ノ貯畜銀行ヲ新設スルコトヲ計画セリ。其商工業ノ隆盛ナルコト峰山網野ノ比ニアラズ。是レ峰山線ヲ排シテ豊岡線ヲ取ラザル所以ノ第三ナリ。(以下略)

兵庫県但馬国出石町有志總代

本間果(神美村立小野小学校長)

平尾源太夫(大地主)

今井甚兵衛(大地主)

福富源藏(出石町長)

「山陰鉄道縦貫線中豊岡線ヲ取ルベキ意見書(その二)」

山陰縦貫線ノ峰山線ヲ用ユベカラズシテ豊岡線ヲ用フベキハ余輩既ニ之ヲ詳論セリ。然ルニ此豊岡線ヲ用ヒズシテ和田山線(京都綾部福知山額田和田山)ヲ用フベシト主張スルモノアリ。(中略)夫レ山陰線ノ端

ヲ京都ニ発セズシテ舞鶴ニ發セシ所以ノモノハ何ゾヤ。北陸、山陰兩線ヲ連絡シ、敦賀ヨリ舞鶴ニ接シ、舞鶴ヨリ豊岡、鳥取ニ接セシメンコトヲ希望セシナリ。果シテ然ラバ舞鶴ヨリ豊岡ニ達スルノ線路ハ、距離最モ近キモノヲ撰バザルベカラズ。由テ其距離ヲ調査スルニ、舞鶴ヨリ出石ヲ經テ豊岡ニ至ルノ距離ハ四六哩一〇鎖ニシテ、舞鶴ヨリ福知山和田山ヲ經テ豊岡ニ至ルモノハ五七哩三五鎖ナリ。(中略)是レ余輩ガ和田山線ヲ排シテ豊岡線ヲ取ラザルベカラズト為ス第一ノ理由ナリ。

(中略)今ヤ舞鶴ハ軍備上ノ要地タリ。宮津ハ通商上ノ要地タリ。豊岡ハ海ヲ距ルコト六哩、鳥取モ亦海ヲ距ルコト數哩ナリト雖モ、皆是レ一地方繁昌ノ域タリ。共ニ軍備通商ノ關係ヲ有ス。故ニ舞鶴、宮津、豊岡、鳥取間ノ關係ハ極メテ縝密ニシテ、其交通ハ極メテ駿速ヲ要ス。然ルニ短近ナル豊岡線ノ在ルニ拘ラズ迂遠ナル和田山線ヲ以テ縱貫線ト為サント欲スルハ決シテ國家ノ長計ニアラズ。是レ余輩ガ和田山線ヲ排シテ豊岡線ヲ用ヒザルベカラズト為ス第二ノ理由ナリ。(中略)

山陰縱貫線ハ北陸線ニ接続スベキモノニアラズ。且ツ舞鶴、宮津、豊岡、鳥取間ニ於テ駿速ノ交通ヲ要スルハ前掲ノ如シ。(下略)

明治二十九年二月

兵庫県但馬国出石町有志總代

本間果

平尾源太夫

今井甚兵衛

接続する路線は山陰縦貫線の構想に吸収されるに至り、従来の「山陰及山陽連絡線」という呼称は廃止された。

結局、現在の山陰線のコースが出来上ったのは、福知山が軍事的な拠点として明治三十年代に重要性を増してくると深く結びついている。明治二十五年制定の鉄道敷設法における山陰線の構想の中では舞鶴―豊岡間のコースが未定で空白であつて、どちらかといえば最初はなるべく舞鶴―豊岡間を直線的に短距離で結ぶ予定であつたのが、結局福知山―和田山―豊岡のコースに大きく修正されたわけである。

明治四十一年七月一日和田山―八鹿間が開通、明治四十二年（一九〇九）七月十日八鹿―豊岡間、同年九月五日豊岡―城崎間が開通した。京都―出雲今市間が山陰本線として全通したのは明治四十五年三月一日である。舞鶴―豊岡の峰山線ルートがのちに宮津線として全通したのは昭和七年八月のことであつた。

江原工区の線路工事

和鳥線の路線説明書によれば、「……八鹿ニ至リ寄宮ニ延長七鎖チエーン（一チエーンハ〇分の一マイル）余ノ隧道ヲ穿チ、尾川ニ、七〇呎版桁五連ヲ架シ、江原（停車場予定地）ノ水田ノ間ヲ進ンデ屋代川（八代川）ニ、四〇呎版桁五連ヲ架シ、……」とあり、又、「本区間ハ地勢概ネ平夷ニシテ、……多クハ水害地ニテ洪水ノ漲溢一〇余尺ニ達スル箇所尠カラザルヲ以テ大ナル築堤ヲ要スルアリ……屋代川ノ架橋ノ外、記スベキ難工事ナシトス……」と記されている。（尾川は稲葉川のこと）

明治三十九年（一九〇六）一月に、山陰線に関する法律案が国会を通過し、その後から用地買収がはじまり、同年九月に工事着工のため江原詰所が設置され、工区主任として技手鈴木千秋が着任し、次の建設概要

書に従って工事が開始され進行した。

「……浅倉ニ、一〇二三呎ノ隧道ヲ穿チ、養父、城崎ノ郡界ナル尾川（径間五〇呎六箇）ヲ過ギテ、城崎郡日高村ニ入り、平圃中ヲ走りテ江原（江原停車場設置）ニ至ル、夫レヨリ直進シテ国府村ニ入り、右折左転、納屋ノ山脚ヲ繞リ、屋代川ニ架橋シ、豊岡街道ヲ踏切り、国府ト八条ノ村界ヲ超エ……」

右工事は、和田山、香住間を九工区に分けた中の第四工区（延長四マイル一〇チェーン余）江原詰所担当区間で、線路敷設工事の請負金額一四万三〇〇〇円余で当初は森本千吉が落札、後に宮崎相吉が引受け、明治四十二年一月に竣工した。豊岡までの開通は同年七月で、香住―浜坂間の工事完成、全線開通は明治四十五年（一九一三）三月一日であった。

江原を中心とした工区の線路や駅の造成のため、浅倉字宮岡の浅倉踏切を中心として丘陵部の土を取り去って尾川まで土を敷き、浅倉トンネルの堀土を宿南から岩中へかけての線路敷に運び、国分寺字城山（今の町水道貯水場の南端）の山土を削って岩中から江原駅までの線路に敷いた。この工事の最中の明治四十年六月二十六日、城山の採土場から駅へ通ずる田の中の直線コースのトロッコ線路上で、太田垣かね（当一歳四月）という幼女が土を満載したトロッコの下敷きになって惨死した。この事故は工事関係者に大ショックを与え、森本千吉は請負いを返上して引退したので一年程工事にプランクが出来ている。又、江原駅から鶴岡、松岡境までの線路敷の土は水上字小弥田の山土を取って運んで敷いた。ここは水上代官屋敷の裏手に当るが、山土を取ったあとには広大な畑地と墓地が出来て利用されている。国府田圃の中にあつた「くま」（田圃造成の際の小石混りの土砂の丘）も松岡―府中新間の線路敷用の土として利用された。府中新以北の工

事は第五工区に編入されていたが、その線路敷には水生の長樂寺の下から納屋の北端に至るまでの延長一・五キロメートルの山麓の山土が削り取って利用されている。又、尾川から城崎に至るまでの区間の線路の枕木の下に敷いた砂利は、すべて江原の神社横の円山川の河原から採取したといわれ、そのためこの辺の川の流路はそれ迄は向う岸の山の近くを流れていたのが、これ以後はお宮の下を流れるように変わったという。

区間内の大工事は浅倉トンネルと尾川鉄橋であった。浅倉トンネルは、延長一〇二三フィート、形状馬蹄形、材質はアーチ及び側壁共に煉瓦石使用、建設費は一呎当七二円二七銭四厘、総工費七万三九三六円六六銭九厘である。尾川鉄橋は、延長三三三フィート九インチ、径間は長さ五〇フィート六個、桁の種類は鋼鉄版桁、材質は橋台橋脚共煉瓦石及び石、基礎は杭打コンクリート、建設費は一呎当一二五円一一銭三厘、総工費四万〇五〇五円五一銭六厘であった。

難航した江原駅の新設

江原駅が現在の位置にきまるまでには、いろいろの曲折があった。最初の当局の考えとしては、八鹿、豊岡間の距離が一七・二キロメートルあったので、その中間点である八・六キロメートルの地点に停車駅を設置することを原則に考えたが、その場所は松岡から土居にかけての地点が該当していた。

第一案（松岡、土居）

最初に停車駅の候補地としてあがったのは松岡から土居にかけてである。ここは古来豊岡往来に沿い、水上代官所から八丁畷が通じていたし、八代谷および西気谷へも通じる便があり、駅前の円山川に架橋すれば



写真99 大正期の江原駅

出石との交通も便となることが認められ、交通の要衝としてこれ以上の最適地はないとされた。しかるにこの附近の住民は、円山川の舟運に頼って生活している者が多く、農民は零細な小作が主であって、農閑期に「わらじ」を作って船の関係者や旅人にこれを売って生計を営んでいるような面もあり、鉄道駅が設置されるとこれらの職をすべて失うのではないかとおそれ強く反対したので、この案の実施は不可能となり流れってしまった。

第二案（府市場、府中新）

次に停車場の候補地にあがったのは府市場から府中新へかけてである。現在の鉄道の北側の田圃の中的首切地藏の前方一帯の土地が候補地となった。ここは古来の出石往来と豊岡往来が結ぶ地点であり、竹貫から八代街道に連絡している交通の要衝である。ところがこの附近の住民も、もしも鉄道が設置されたときには、①住民が夜逃げをする。②泥棒が侵入する足場を与える。③煤煙によって桑の木が害を受ける。④青年が墮落する。などの理由をあげて、猛烈にこれに反対した。そこで国府村会もこれを受けて駅の設置を拒否する決議をしたため、この案も実施不可能となって流れてしまった。

第三案（江原）

そこで次に候補地にあがったのが江原である。現町道の江原―東

構線の南側、西気街道を横に控えた交通至便の場所が候補地となった。しかしこも附近住民の反対で実現を軌道にのせることができなかつた。

第四案（日置、現在位置）

この情勢を深く憂えたのが江原の田口幹太郎である。現在の江原駅の敷地や、駅前の繁華街は日置に属するが、当時は全部田圃であつて、その殆んどが田口幹太郎の所有であつたが、地域社会の発展のために停車駅の建設に協力せねばならぬと痛感し、率先して駅用地の売却に応じ、更に駅前の県道用地の寄附を申し出た。この義挙によって、はじめて現在の位置に江原駅が建設されることとなつたのであつて、実に田口幹太郎は駅建設と町発展の大恩人といふべきである。

又、そのほか、地主であつた友田栄、田路ゆり、中田増蔵らも、現在の江原センター街の造成のための用地の寄附を申出、更に大字江原村においてはこれが造成費を抛出、寄附してこれを援助した。

新設駅の設置場所は日置である。しかし、駅の名称は隣の大字村名の「江原」がつけられた。のちに大正七年には、駅名を「日高」と変更の請願が、鉄道院総裁や兵庫県知事などの関係当局へ繰返しなされているが、いずれもあつさり却下されている。国鉄の駅の名が「江原」と確定した背景には、絶大な「江原村」の貢献という、それなりの歴史的な理由があつたのである。

第三節 電信電話のはじまりと消防組

電信事務の開始

豊岡に電信局が設置されたのは明治十四年（一八八一）のことである。電信線が姫路から豊岡へ、豊岡から鳥取へと接続してゆくのが明治十五年（一八八二）頃である。しかしわが町内に電信所が設置されるのは大幅におくれた。

漸く明治三十年（一八九七）四月一日に、江原郵便局がモールス電信機一台を装備して姫路―豊岡、豊岡―鳥取、和田山―香住、の各電信線に接続し、電信事務を開始した。夜中に来た電報があると、提灯をつけて配達に廻った。江原のつぎに電信事務取扱を開始したのは栗栖野郵便局で、明治四十三年（一九一〇）十二月末日のことである。

電話の開通

電話が当町に使用されるようになったのは明治四十三年（一九一〇）十一月一日のことで、江原郵便局が公衆電話事務を開始した。明治四十四年（一九一一）における電話加入者数は一六名で、加入区域は江原、宵田、岩中、日置、鶴岡、水上、祢布、久斗、国保、浅倉の一〇カ部落の範囲であった。

栗栖野郵便局で電話交換事務を開始するのは昭和三年（一九二八）十月三十一日であり、栗山郵便局では昭和七年（一九三二）十月一日である。当地方における電話の普及速度は緩慢であった。昭和二十年（一九四

五)の終戦当時の加入者数は江原局一〇七名、栗栖野局二五名、栗山局七名、合計一三九名にすぎなかった。電信電話施設の整備は近代国家体制の確立のために非常に重要な役割を負っていた。わが国においては、軍隊用、警察用にいち早く採用されたが、当地方でも警察施設において一般にさきがけて使用され、行政治安の中枢神経系統の役割を果たしたのである。

そのほか、鉄道電話、測候所通信施設なども重要な通信連絡手段であったといえることができる。

消防組の発足

明治十一年(一八七八)ごろ、兵庫県では兵庫・神戸・姫路に消防組が発足し、警察が指揮に当たっていた。明治二十二年(一八八九)十月には、兵庫県火災消防規則が制定されたが、市町設置の消防組と私設消防組とに分けられていた。火災発生時の消防活動は、警察官の指揮のもとに置かれていた。明治二十七年(一八九四)には消防規則が公布されたが、知事の警察権に属せしめ、消防組を設置するものであった。兵庫県では、その施行細則を制定し、二三組の消防組を設置したが、但馬では豊岡消防組・出石消防組・生野消防組が設置されたに過ぎなかった。明治三十一年(一八九八)には農村市町村の申請によって消防組を設置できるように、消防組規則の改正が行われた。しかし郡部においては部落単位の消防組であって、町村単位の消防組が組織されるのは、明治末から大正の初めであった。

久斗村ポンプ使用規則

消防ポンプが各村々に設置されるのは、明治三十年(一八九七)ごろからである。明治末年ごろには全村々に設置されるようになり、村毎に消防組が組織され

ていった。日高村の場合についてみれば、最も早く消防ポンプを設置したのは久斗村で、明治二十九年（一八九六）ごろ、製糸工場拡産社から寄贈を受けたものであった。そのころの「久斗村消防ポンプ使用規則」をみると、当時の消防組の状況を察知することができる。

「明治三十二年（一八九九） 唧筒使用規則

日高村ノ内久斗村

一、唧筒ハ非常火災ヲ防禦スルヲ目的トスルモノニシテ、其責任者ハ義務ノ意ヲ以テ勉勵スベキ事

一、本村内青年者ヲ主任トシ、中老者ニシテ身体健康ナルモノハ其組ニ加入シ、両者相以テ其運動ヲ充分ナ

ラシムル事

但シ老壮年齢ニ制限ヲ置カズ

一、此組合ヲ仮ニ消防組トシ、其職務ヲ分任スルコト左ノ如シ

取締人五人 機械方四人 筒口四人 纏持四人 大鷲五人

小鷲五人 運転長二人 水夫掛三人 ホース掛三人 運転方

二七人

一、村総代人及組頭ハ監督者トシ、毎時取締人ヲ補助ス

一、前監督者ノ外此世話人中ヨリ三名ノ監督者ヲ選任ス

一、唧筒ヲ使用スルトキハ、前項ノ分掌ヲ尽シ、可成的穩当ニ

意ヲ注ガシメ、組合中ハ争論ケ間敷ガケンシイタイザルヨリ不致様專一ニ心得ベキ事

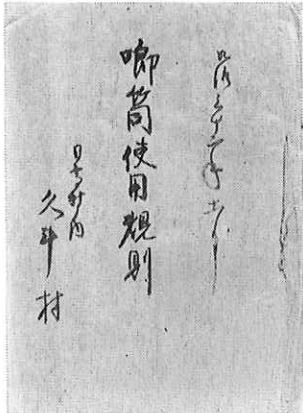


写真100 久斗村ポンプ使用規則

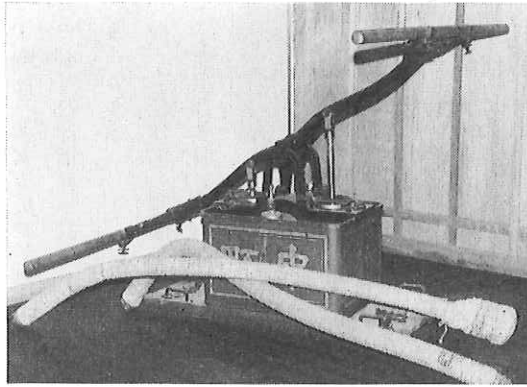


写真101 腕用ポンプ（豊岡市立郷土資料館蔵）

一、唧筒使用シタルトキハ、乾燥方叮嚀ニ保護スベキ事
但シ、当分青年者ヲ保護者トシ、不日其保護ヲ選定スル事アルベシ

一、唧筒ハ勿論附属品トモ総テ他用ヲ禁ズベシ

一、唧筒及ビ附属品等破損シ、修繕ヲ要スルコトアルトキハ、村總代及ビ組長トモ協議ノ上修理スベキ事

一、今度組合員ニハ法被^{ハツビ}、服掛ノ二種ヲ配与スル事

一、此組合員ニ新規加入又ハ退名者等ハ、毎年旧正月初集会ニ於テ協定スルモノトス

但シ、組合員ニシテ品行不正、或ハ除名セラレタルトキハ、法被服掛等速ニ反附スベキ事

一、組合員中最寄^{モヨリ}五名ヲ以テ^ヒ定メ、非常ノ際互ニ誘導シ、

他ニ後レザルヤウ注意スベキ事

一、非常臨場節ハ、毎時警察ノ監督ヲ仰ギ、保護ヲ稟スル事

一、前条ノ如ク其職務ヲ分ツト雖モ、其場ニ臨ミタルトキハ、甲乙ヲ論ゼズ欠ケタルヲ補ヒ、互ニ助合ヒ可申事

一、此規則ハ未ダ其筋ノ認可ヲ得タルニ非ラザレバ、臨時追加或ハ削除スルコトヲ得

但シ、改正ヲ要スルトキハ、一同協議ノ上ニ依ルモノトス

右ノ条々確守スベキ事

明治三十二年十一月 久斗村総代人

組頭中

組合員中

世話係中

公設消防組

大正期になると各町村に公設消防組が設置されてくるが、日高村の場合は、村の私設消防組だけでは一定の紀律がなく、非常に際し敏活な行動がとれないので、大正二年（一九一三）、これを統一して日高村公設消防組を設置した。これは江原村・久斗村・祢布村・日置村・上鶴岡村の消防組五部編成であった。その後増設されて、大正八年（一九一九）には九部編成となり、消防手人員も増加し活動勢力も充実していった。大正十一年（一九二二）八月、六カ町村消防組よりなる「日高分署消防協会」が結成され、広域消防へ勢力が拡大された。

大正十五年（一九二六）における公設消防費（警備費）は雑給二四〇円（消防手八〇〇人、一人当三〇銭）、ポンプ修繕費二七〇円（九台分）、雑費一一五円（消防協会分担金）の合計六二五円であった。

昭和四年（一九二九）、日高消防組は、自動車ガソリンポンプ二〇馬力ロータリー一台を購入し、日高町特設消防組第一一部とした。このポンプの付属品はホース六〇尺八本、上等トビ二挺、上等大トビ二挺、纏

署に配属されたが、間もなく焼夷弾を受けて焼失してしまった。



写真102 「まとい」と「はっぴ」

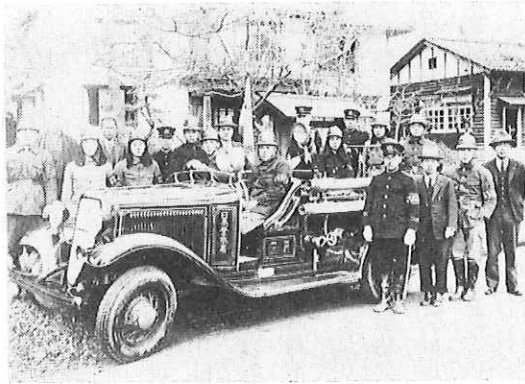


写真103 消防自動車と消防組員（赤木誠一提供）

一本、カプリング八箇を持ち、その他器具置場建物、小焔灯六張、被服帽子一〇人分を備えた近代装備であった。消防手は小頭一人、運転手二人、消防手七人であったが、諸手当の支給はなく、無給の奉仕であった。

昭和十二年（一九三七）には消防自動車フォード一九三五年式一台を購入した。しかし戦局が急迫した昭和十九年（一九四四）に供出し、兵庫県松原消防

第十一章 金融機関の発達と産業の近代化

第一節 近代的銀行の発達

銀行制度の確立

わが国の近代的銀行制度は、明治五年（一八七二）十一月の国立銀行条例の制定にはじまった。翌明治六年、東京に第一国立銀行が設立されたのをはじめとして、明治十二年までに全国各地で一五三の国立銀行が設立された。国立銀行と並んで私立銀行も次第に設立されてゆく。明治十五年（一八八二）六月になると、日本銀行条例が制定され、十月十日に中央銀行としての日本銀行が発足した。日本銀行の役割は、紙幣整理により近代的貨幣制度や信用制度を確立することで、兌換券の発行や、国庫金の取扱が主要業務であった。

兵庫県下で設立された国立銀行は、明治十一年（一八七八）に、姫路第三十八国立銀行（資本金二三万円 大地主伊藤長次郎ら発起人）、出石第五十五国立銀行（資本金五万円、出石藩士族銀行）、明石第五十六国立銀行（資本金五万円、商人米沢長衛頭取）、兵庫第七十三国立銀行（資本金五万円）、龍野第九十四国立銀行

(資本金五万円、士族銀行)、明治十二年(一八七九)に篠山第三百三十七国立銀行(資本金五万円、士族銀行)がある。旧藩の士族に対する救済措置として明治政府が発行した総額一億七四〇〇余万円の金禄公債の給付を受けた士族たちが、この金禄公債を出資金にあてて国立銀行を設立したものが多く、世にこれを士族銀行と称していた。

出石第五十五銀行は、明治十一年(一八七八)三月に大蔵省の許可を得て出石町に設立され、十一月一日から開業した。資本金五万円、一株五〇円で、株数は一〇〇〇株であったが、一九三人の株主はすべて旧出石藩の士族であった。しかし、明治二十年(一八八七)を過ぎるころから出石町民や近隣の地主が所有する株式が増加しはじめる。そしてそれまでは士族だけが役員であったのが、明治二十一年(一八八八)には神美村の大地主平尾源太夫が取締役として就任し、士族銀行から地主銀行への変質が現われはじめている。明治三十年(一八九七)には資本金八万円に増資されるが、このとき最大の株主は、養父郡口大屋村の鎌田三郎兵衛で、出石町福富達三、神美村平尾源太夫らが株主としてこれにつづき、平民の株主の勢力が士族資本を圧倒するに至っている。このことは、かつて士族救済の目的で設立され土着産業と結びついた国立銀行が、当時いちおうの土地集積を実現するに至った但馬の大地主の資本投機の対象となり、また大屋―出石を結ぶ養蚕製糸業との関連を深めたためであると推定されている。(「兵庫県百年史」)

但馬における私立銀行の発達を眺めてみると、大略次のようである。

①明治二年(一八六九)に、口大屋村の鎌田三郎兵衛が大屋会社(銀行)を設立した。以後民間の小金融会社が各地に起ることとなる。

②明治六年（一八七三）、豊岡藩旧士族が旧藩主より下付された共有基金を資本として、士族授産宝林社（銀行）を設立した。社長古島玄三は豊岡藩士古島良平の子である。明治二十六年に名称を宝林銀行に改めた。

③明治十一年（一八七八）、豊岡町に滝田清兵衛が銀行類似の新栄社を資本金五万円で設立した。明治二十年、これを合資会社豊岡貯蓄銀行に改組している。

④明治二十年（一八八七）、豊岡銀行が、当初資本金一〇万円で、佐川義右衛門、滝田真市、原庄七、西垣勘次郎、杉本和兵衛らによって設立された。佐川は代々豊岡藩御用達、滝田は富豪地主、原は呉服・生糸商であった。

わが日高町内における銀行の設立は、比較的時期がおくれて、明治二十年代に入ってからのことである。それまでの庶民金融機関としては、講が大きな役割を果していた。

日高町における近代的銀行

①明治二十六年（一八九三）、府市場に「府中銀行」が設立された。資本金二万円、株数一〇〇〇株、一株金二〇円、株主数六四名、そのうち二名分は土居村、府市場村の村持であった。四月十九日認可、六月十五日発足。営業内容は、金銭貸付及び諸預り、為替事業、証券及手形の割引、公債証書債券・金銀地金の売買、金銭両替、などで、役員としては、

取締役兼頭取 長沢実二郎 取締役兼支配人 橋本繁 取締役 古橋孝之輔、国眼幾太郎、長沢政太郎、西村仙三郎 監査役 赤木八左衛門、大植鹿二郎
の顔振れであった。



写真104 甲子銀行社屋 (河本重成提供)

銀行の貸付は、生糸と繭の助成が主力であり、業績は順調に伸びて一割乃至一割二分の配当を維持していた。日露戦争後の経済恐慌期もきりぬけ、明治四十一年（一九〇八）には日高村の内江原村一六〇番の二番地に新事務所を建設して移転しているが、この年には貸付金が大巾に増加し、前年までは一〇万円未満であったのが、一躍二〇万円を超え、資金不足となり、約六万円の借入金記録している。

しかしながら、大正二年（一九一三）に至り、生糸相場の変動で倒産する企業が続出し、「未曾有の不成績」で無配当を余儀なくされており、以後苦難の経営がはじまっている。

不況に続く不況、米価の暴落、生糸の輸出相場の暴落、このようなきびしい環境にとりまかれ、農村銀行としての悩みは深まる一方で、その後配当は復活したものの、五分から六分を維持するのが精一杯の状態であった。

大正十三年（一九二四）には城崎郡役所の指導の結果、江原銀行は後述の城崎共立銀行と合併して「株式会社甲子銀行」が誕生をみるのである。

③明治三十年（一八九七）、日高村久田谷に「株式会社共立銀行」が設立された。資本金五万円、株数二五〇〇株。

設立当時の役員は次のとおりである。

取締役兼頭取 渋谷儀三郎

取締役 渋谷栄太郎、道行代治郎、三木小四郎

監査役 道行岩藏、原与太郎

取引区域は、城崎郡、養父郡、及び出石郡の一部とされた。

この銀行は、校補但馬考によると、大正七年現在、「株式会社城崎共立銀行」という名称になっており、代表取締役は滝野彦次郎である。そして大正十三年に設立される甲子銀行へと引き継がれていった。

第二節 産業の近代化

養蚕業の発展

明治時代に入ってからのわが国の農家経営は米、麦、雑穀類を主軸とし、その他に綿、麻、繭、藍、甘藷、菜種、楮、三稜など多種類の作物を栽培する形態であったが、明治二十年頃から綿花の輸入が増加してきて、その結果綿作は急速に減少してゆく。これに対してめざましく発展したのが養蚕製糸業であって、それは全国的に、桑園反別の増加や産繭額の急激な増加となってあらわれた。

(全国綿作面積)

(全国桑園面積)

(全国産繭額)

明治二〇

九七、四七八(町)

二三一、四〇〇(町)

一、二一九(万貫)

明治三〇 四四、四四四 二九八、二〇三 二、一二一
明治四〇 七、三九〇 三、四五六

城崎郡における桑園面積の増加も極めて著るしく、その数字を示せば次のとおりである。

明治二〇 六六六(町)

明治三〇 一、三八七

明治四〇 一、七九八

このような養蚕業の発展は、養蚕技術の改良と指導に負うところが大きかった。以下に当地方におけるその進歩努力の跡を年代順に記してみよう。

明治一九(一八八六)頃 各町村に勸業会設立。

明治二一(一八八八) 気多郡蚕業組合できる。

明治二二(一八八九) 繭の共進会開催さる。

明治三二(一八九九)頃 各町村に農会設立。

明治三六(一九〇三)頃 天気予報各村に通報開始、女子蚕業講習所開設。

明治三七(一九〇四) 養蚕巡回教師置かる。

明治三九(一九〇六) 共同稚蚕飼育実施、各町村補助金支出指導に当る。

このような指導と助成の結果、明治末期においては、「副業の第一位は養蚕なり」と称せられてゐる。

久斗縞の製造

綿花から木綿糸を紡ぐ産業部門は、明治新政府の保護育成により急速に発展し、明治十五年（一八八二）に蒸気を動力とした大阪紡績工場が設立されて以後は、次々と大規模工場をもつ紡績会社が設立され、紡績業は最も早く資本制工場生産が確立された部門として、日本の産業革命の主導的地位に立ったとされている。

日清戦争の勝利の結果、朝鮮や中国の市場が開拓され、家計補充的な女子労働力による低賃銀を基礎にして、外国綿花を輸入し製品の綿糸綿織物を輸出するという型態が形成されたが、姫路地方においても綿織物業が広がり、手織機に代って機械織が発達してきた。しかし明治三十年（一八九七）ごろになると、日高村久斗や三方村などで、手織の縞木綿の製造が盛んに行われるようになり、「久斗縞」とよばれた。この木綿の織物は、蒲団や着物の生地として各地に売出され、また、浴衣地も製造されて城崎温泉の旅館の注文にも応じたという。

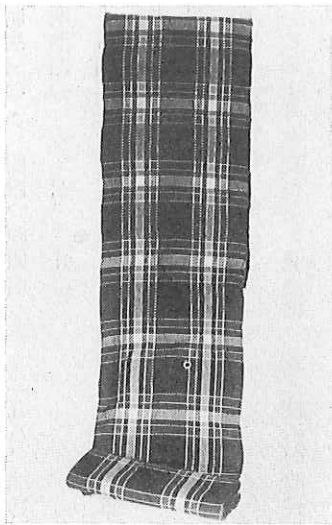


写真105 久斗縞（田中隆一蔵）

久斗縞の生産数量は、明治三十年代には旧気多郡内で合計二五戸の機業戸数が生産に従事し、年間約一〇万反近く生産し、その七割を但馬で消費し、残りは丹波や因幡地方に移出されていた。織機は神代機（方言サトリバタ）で、織屋から原料をもらって機屋が加工する問屋制支配がみられたという。（兵庫県百年史）

大正期に入り、第一次世界大戦の終り頃、大正七年（一九一八）に、三方村の観音寺では、岡山県から西村吉太郎という人物を教師に招き、内職として「風通飛白織^{ふうつうかすり}」を製造しはじめたが、長続きせず廃業してしまつた。

郡是製糸の進出へ

郡是製糸工場の発祥の地は丹波国、京都府何鹿郡綾部町である。創設の父の波多野鶴吉は安政五年（一八五八）生れで、綾部の養蚕製種家田中敬造の抱負と情熱に深く影響を受け、製糸業者梅原和助と協力し、何鹿郡蚕糸業組合を設立し、衆望を集めて業界をリードするに至つた。波多野は明治二十三年（一八九〇）三三歳の時洗礼を受けて熱心なキリスト教信者となり、以後この信仰による愛と誠は波多野の關係するすべての事業の基本精神となつた。波多野は憂国の熱情をもつて産業立国を説き「国に国是あり、府県市町村にそれぞれ府県市町村是なかるべからず」と叫んだが、当時の実業界の新人で明治二十七年に全国蚕業組合の会頭となつた前田正名は深く波多野に共鳴し、親交を結んだ。

明治二十八年（一八九五）日清戦争に勝利を占めた日本の経済界は非常な活況を呈し、産業勃興の気運が高まつたのに乗じ、波多野は宿望の大製糸工場建設の好機と見てとり、郡是製糸株式会社を創設した。当初意図した郡是の発展は、やがて会社の基礎が固まると、国是の営業内容を盛つた企業として、明治四十二年（一九〇九）以後、郡外や、京都府外への進出がみられるようになった。兵庫県には宍粟郡に宍粟工場が設立された。そして明治四十五年（一九一二）二月、江原工場の前身である城崎工場の計画が決定し、日高村久斗に進出して中江種造から久斗工場を買収し操業を開始するに至つた。



写真106 郡是製糸江原工場全景（河本重成提供）

久斗工場は、明治十二年（一八七九）に、兵庫県模範製糸場として、前身の姫路大日磾製糸場を日高久斗村に移転してきたのがはじまりで、その後明治十四年（一八八一）に出石、豊岡、村岡の三旧藩士族一七〇余名が連合して土族授産結社、拡産社を設立し、この兵庫県模範製糸場の払下を運動し、これが明治十六年（一八八三）に実現をみたものであった。この拡産社の工場は、明治二十九年（一八九六）に豊岡宝林銀行に抵当流れとなり、豊岡の中江種造がこれを買収していたのである。

明治の末期には、養父市場村の平山節郎が養盛館製糸工場を設立し、八鹿の円山製糸工場も女工八〇名を数えるまで拡大し、近郷の製糸業者の共同出資によって生糸販売組合但馬共同社が八鹿に設立され、三龍社と称する繭問屋も出現して、毎年収繭出荷の時期には、農家から運搬する繭の荷車は八鹿の町に殺到し、繭問屋や製糸工場のあたりは繭籠で埋まるほどの盛況を呈し、八鹿の町は文字通り繭の集散地として発展していたという。（八鹿町史下巻）

久斗工場（買収当時一五〇釜）の買収は、郡是製糸の但馬進出の第一歩であった。郡是製糸は更につぎつぎに但馬の既存の製糸工場を買収してゆく。即ち、

匹敵するもので、自家発電設備もこの年に完成をみ、最盛期を迎えるのであった。

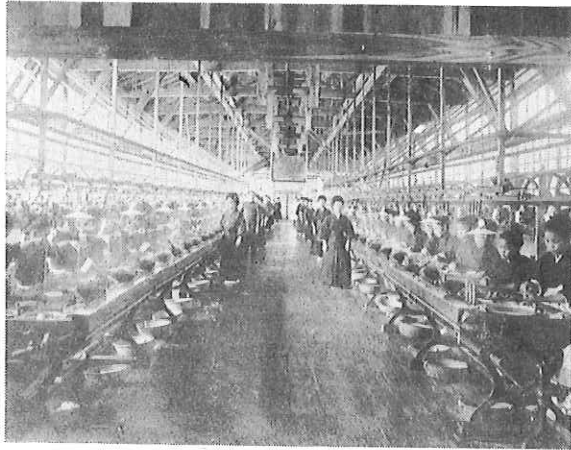


写真107 郡是製糸江原工場内部

大正三年（一九一四） 鎌田製糸（八鹿）
大正五年（一九一六） 日下製糸（梁瀬）
枚田製糸（竹田）
大正七年（一九一八） 養盛館（養父市場）
の順序に買収し、これを分工場として傘下におさめたのである。

久斗工場を買収した郡是製糸は、当初は附近にあった上坂製糸場（五十釜）を賃繰工場としていたが、大正二年（一九一三）にはこれを直営とした。そして大正四年（一九一五）以後は、大戦景気に乗じ、工場の拡張整備が相次ぎ、繰糸場、揚返場、乾繭場、寮舎などの主要建物が続々と新築され、大正九年（一九二〇）には江原工場の総釜数実に五三〇釜に達した。これは当時の郡是製糸の本工場の釜数五四〇釜に

第十二章 日清日露の両戦役と銃後生活

第一節 出征兵士の苦闘

但馬地方の連隊管区

はじめ但馬地方は大阪に師団司令部をもつ第四師団歩兵第二〇連隊管区に属していた。この連隊は明治十八年にはじめて編成され、当初は大阪に兵営があったが、明治三十一年八月から福知山に兵営が新築されて移転した連隊である。

更に日清戦争の後に、明治三十年四月から姫路に師団司令部をもつ第一〇師団が設置され、但馬地方はこの師団区のもとに所属することとなった。その編成はおよそ次のようなものである。()は司令部の所在地である。

歩兵第八旅団(姫路)

歩兵第一〇連隊(姫路)

歩兵第四〇連隊(鳥取)

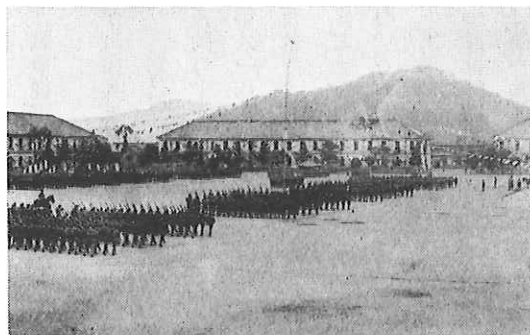


写真108 鳥取第40連隊分列式

歩兵第二〇旅団（福知山）

歩兵第二〇連隊（福知山）

歩兵第三九連隊（姫路）

特料隊

騎兵第一〇連隊（姫路）

野砲兵第一〇連隊（姫路）

輜重兵第一〇大隊（姫路）

舞鶴重砲兵大隊（舞鶴）など

日露戦争の当時、歩兵は、但馬五郡のうち朝来、養父、出石三郡が福知山第二〇連隊区に、城崎、美方二郡は鳥取第四〇連隊区に属していた。城崎、美方二郡からは姫路第一〇連隊にも一部入営した者がいた。日露戦争に動員された城崎郡出身の兵士は一九四七名で、だいたい家数八戸に一名の割合であり、戦・病死者は一〇八名で、出征軍人一八人に一人の割合で犠牲者が出た勘定になる。

鳥取連隊の演習地は鳥取砂丘地帯であったし、姫路の部隊の演習地は青野が原、福知山連隊は長田野であった。そこで血と汗と涙の猛訓練が繰返されたのであった。

戦争従軍犠牲者の増加——三方村の場合

明治時代の日本農村は、精強な陸海軍々人の供給源としてわが国の軍事的大陸侵攻政策の強力な基盤であった。そして、それはわが町の人々に対しても絶大な犠牲を強要した。

「三方村誌稿本」によれば、三方村民の従軍者は、明治十年（一八七七）の西南の役では、岡田勝三郎、吉岡与十郎、水田金三郎の三名で、そのうち岡田勝三郎一名が戦死しているにすぎないが、明治二十七、八年（一八九四、五）の日清戦争では三、四回にわたる召集令状により従軍した者が、陸軍に二八名、海軍に三名で、陸軍に従軍した者のうち稲田市蔵が台湾新竹県附近で戦死した。

これが明治三十七、八年（一九〇四、五）の日露戦争になると、非常召集の動員令の回数も十数回に上り、三方村民の出征軍人の数は全部で九六名に達している。

大部分は第四軍に属して王家屯、仙谷峪、析木城、遼陽、煙台、三塊、石山、奉天、南城子等に転戦し、一部は鴨緑江軍に属して柳匠屯、七間房、英堃堡付近、奉天、南城子等の戦闘に参加し、海軍に従軍した者は第一艦隊乗組の士官一名水兵二名で、海上戦闘に参加した。

日露戦争の戦没者は、伊府の池田勝太郎が日清戦争について再度従軍し遼陽攻撃戦で戦死したほか、玄海灘で撃沈された常陸丸に乗組んでいて最後をとげた者が国谷太一郎、小林信造、谷垣良治郎、木下甚太郎、上田寅吉の五名あり、病死した者は橋本与七、国谷伊太郎の二名がいた。

このように、明治政府の戦争政策が年を追って規模が拡大するに伴ない、そのもたらす犠牲は増大する一方であったが、他方においては、戦後の論功行賞も著しく拡大し、日清戦争の後では三方村民で勲八等瑞宝

章を授賞した者が二名、一時賜金二五円と三〇円を下賜された者が二六名であったのが、日露戦争の後には功五級金鷄勲章が機関大監村尾履吉、功七級金鷄勲章が成田誠一、栃尾松藏、成田宇太郎、大谷五市郎、谷岡新治郎の五名もあり、そのほか八六名が勲七等もしくは勲八等叙勲および一時賜金三〇〇円を受け、また陸軍に一名海軍に二名の一時賜金三〇〇円のみ受与者があった。

また戦没者に対しては盛大な村葬が行われ、あるいは忠魂碑が建設され、さらに凱旋兵士を迎えては戦勝祝賀会が盛大に挙行された。このようにしてわが国の軍国主義化は大きく進行していったのである。

応召兵士の分析Ⅱ八代村の場合

明治四十五年（一九一二）に編集された「八代村史」には、明治時代全期にわたる八代村出身の軍人名簿（表38）が載せられているが、それを整理集計してみると、次のような結果が判明する。

採録人数総計……八四名

この出身部落別内訳は次のとおりである。

八代（二七）、猪爪（一四）、中村（二三）、河江（二二）、奈佐路（九）、谷（七）、藤井（六）、小河江（三）、大岡寺（三）

どの部落からもまんべんなく徴集兵士が出ていることがよくわかる。

階級別内訳は次のとおりである。所属構成員数の最も多い階級から順に並べてみよう。

①三一名……歩兵一等卒

- ② 一五名……輜重兵輸卒
 - ③ 五名……歩兵上等兵、砲兵一等卒
 - ④ 四名……歩兵二等卒
 - ⑤ 三名……騎兵一等卒、砲兵助手
 - ⑥ 二名……輜重兵上等兵、砲兵輸卒
 - ⑦ 一名……歩兵軍曹、歩兵伍長、砲兵軍曹、騎兵上等兵、工兵曹長、二等縫工長、衛生上等看護卒、輜重兵二等卒
 - ⑧ 階級不明者……六名
- これによつてみると、階級の一番上位の者が工兵曹長一、で、歩兵軍曹一、砲兵軍曹一、歩兵伍長一、とこれに続くが、圧倒的に人数の多い階級は歩兵一等卒（三一）と輜重兵輸卒（一五）であつたことが分る。即ち、これら農民出身者が帝國陸軍の下級兵士の最も厚い中心層を構成したのであつた。
- これらの軍人の従軍経験の内訳別人数は次のとおりである。
- ① 日清戦争のみ参加……七名
 - ② 日清、日露兩戦争に参加……六名
 - ③ 日露戦争のみ参加……三九名
 - ④ 日露戦争後、滿洲、朝鮮守備等参加……一三名
 - ⑤ その他、後方補充入隊者……九名

軍の模様を紹介しておこう。

応召兵士の分析―国府村の場合

更に大きな次の戦争への跳躍台となったのである。



写真109 日清役平壤戦（明治神宮外苑絵画部蔵）

⑥不明……………一〇名

日清戦争に参加した者は、多くは大阪第四師団福知山歩兵第二〇連隊に入隊し、満洲や台湾方面の戦闘に従軍し、或は台湾の守備に当たった。

日露戦争に召集された者は、多くは姫路第一〇師団鳥取歩兵第四〇連隊に入隊し、明治三十七年から三十八年にかけて満洲各地に転戦しており、遼陽や奉天の会戦に参加した兵士が多かった。輜重兵の多くは更に三十九年まで満洲に駐留したのち凱旋している。

日露戦争が終った後も充員召集は行われており、召集兵は台湾、朝鮮、満洲などの守備隊勤務についた。そしてこれを支える銃後組織も強化されていった。一つの戦争の終りは平和に値せず、軍備拡張の一端であって、次の戦争への準備期間にすぎなかった。一つの戦争は、

「国府村誌下巻」は、第五章、軍事史の一章を設け、多くの頁をさいている。その記述の中から、国府地区における住民の明治時代における従

明治十年の西南戦争に従軍した者は、上石村の藤原柳造一名にすぎない。

明治二十七年、八年の日清戦争では、次の五名が従軍した。

上郷 河本浅吉 歩兵一等卒、台湾守備

〃 杉原弥一 歩兵二等卒、 〃 戦病死

芝 林 伝蔵 歩兵一等卒 戦死

竹貫 真狩富太郎 歩兵一等卒 戦死

府中新 上村元吉 砲兵一等卒

ところが、明治三十七、八年の日露戦争では、国府村内からの応召兵士は、上郷の陸軍歩兵少尉小山利雄以下、実に七九名の多きに達する。しかも、それは村内各部落にまんべんなく行渡っている。以下にその村別人数内訳を示そう。

上郷（一五）、府市場（二〇）、土居（八）、府中新、上佐野（各七）、堀（六）、野々庄、松岡（各五）、池上、西芝（各三）、竹貫、上石（各二）、東芝（一）、出身部落不明（五） 以上合計七九名

その階級別内訳を調べてみると、次のとおりであって、さきにみた八代村の数字とほとんど全く同じ傾向を示している。所属構成員数の最も多い階級から順に並べてみる。

① 三六名……………歩兵一等卒

② 一四名……………輜重輸卒

③ 八名……………歩兵上等兵

- ④ 四名……………歩兵伍長
 - ⑤ 三名……………歩兵二等卒
 - ⑥ 二名……………歩兵少尉、輜重上等兵、騎兵一等卒
 - ⑦ 一名……………歩兵曹長、歩兵軍曹、砲兵軍曹、憲兵伍長、砲兵一等卒、工兵一等卒、二等看護長、看護卒
- この村から出征従軍した人々は、ほとんどが鳥取歩兵第四〇連隊、または姫路歩兵第一〇連隊に入隊した。その他の兵士の入営した部隊も、いずれも姫路第一〇師団管下である。海軍に志願して従軍した者はこの村からはまだない。

参加した戦闘は、王家屯、仙家峽、析木城、鞍山店、遼陽、煙台、五里台子、沙河、三塊石山、黒溝台、奉天、南城子、ほか、南満洲を中心として各地に転戦した。大部分が凱旋し、召集解除となるのは明治三十年二月のことであった。

日高町内の区域は陸軍の徴兵制度上、鳥取第四〇連隊区域城崎郡徵募区が徴兵検査を担当し、豊岡の城崎郡公会堂が検査場に使用されたが、海軍は志願制度であって、海軍を志願する者は当時まだほとんどいなかった。

戦争が終わった後も、日本国民男子は軍務に服する義務を免がれることはできず、明治四十四年十二月の数字によると、国府村民の陸軍々人は、現役（三五）予備役（三四）後備役（三七）補充役（二三）合計二一九名を数えている。その中、歩兵（九三）が圧倒的に多く、砲兵（九）、輜重輪卒（八）、輜重兵（五）、騎兵（五）、衛生兵（四）、工兵（二）、憲兵、軍医、薬剤官（各一）の順に続いた。

演習召集は毎年行われたが、その入隊先は、次のような部隊であった。

歩兵第四〇連隊（鳥取）

歩兵第二〇連隊（福知山）

歩兵第三九連隊（姫路）

輜重兵第一〇大隊（姫路）

野砲兵第一〇連隊（姫路）

騎兵第一〇連隊（姫路）

工兵第一〇大隊（岡山）

歩兵第八〇連隊（朝鮮大邱）

徳川幕府三〇〇年の鎖国から一転して開国に転じた明治時代の四〇年間に、明治六年の徴兵令にはじまった国民皆兵制度は国土のすみずみにまで普及徹底し、実に数多くの国民がこの島国を出て海外の空気を吸った。そして更に大きい海外進出を準備した。それは新しい国威の発揚時代の到来であり、偉大なる明治時代の前進であった。しかしそれは不幸なことに、帝国主義的に朝鮮、台湾、満州といった近隣の領土を侵略支配するという形で、重大な国家的民族的過ちを犯しつつ実現され、国民の視野も独善で偏狭で過誤にみちたものとなり、真に理想とすべき国際社会の観念や、東洋平和、善隣友好の目標を欠いたまま、わが国の歴史は軍国主義による破壊と破滅への道を歩んだのである。

第二部 期治後期

□	□	□	○	□	□	□	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
中	河	河	小	奈	八	藤	中	中	八	谷	藤	猪	中	奈	谷	谷	中	八	藤	中	藤	河	
村	江	江	江	河	佐	井	村	村	代	井	井	爪	村	路			村	代	井	村	井	江	
砲兵助卒	砲兵助卒	砲兵助卒	砲兵一等卒	砲兵一等卒	砲兵軍曹	砲兵一等卒	砲兵一等卒	砲兵一等卒	騎兵上等兵	騎兵上等兵	騎兵一等卒	騎兵一等卒	步兵	衛生上等看護卒	步兵一等卒	步兵一等卒	步兵上等兵	步兵一等卒	步兵一等卒	步兵一等卒	步兵一等卒	步兵一等卒	
平野	木下	池口	谷口	長谷川	中村	長谷川	藤本	吉田	三好	吉田	長谷川	藤本	平野	長谷川	吉田	森垣	瀬川	林健	石口	井上	藤本	谷田	
金松	与太郎	才一郎	清吉	精一	精一	川 確	岩太郎	初太郎	貴一	拙一	市藏	滝藏	達藏	作治郎	藤太郎	森藏	幾太郎	健二郎	実恵	豐藏	元藏	久太郎	
同右	同右	舞鶴要塞砲兵大隊、明治三九年入隊	明治四〇年滿洲守備	明治三七年補充隊	明治三七年功七級、勲七等	砲兵四連隊、明治三七、三八年滿洲從軍	七、三八年滿洲從軍	野戰砲兵第四連隊、明治二七年、明治三六年滿洲從軍	砲兵四連隊、明治二八年滿洲從軍、台灣守備、明治三七、三八年滿洲從軍	同右	騎兵一〇連隊、明治四〇年滿洲守備	明治三七、三八年滿洲從軍、功七級	明治二七年滿洲從軍、明治三八年滿洲從軍	明治三七、三八年滿洲從軍、功七級	明治二七年滿洲從軍、明治三八年滿洲從軍	步兵二〇連隊、明治四〇年滿洲守備	步兵二〇連隊、明治四〇年滿洲守備	同右	步兵二〇連隊、明治四一年滿洲守備	同右	同右	同右	同右

第二節 銃後生活の犠牲

日露戦争下の村民生活

「八代村史」によれば、明治三十七、八年（一九〇四、五）の日露戦争に際して、銃後の組織がいかに戦争協力に動員させられたかが克明に記録されている。以下にその要点を抄記してみよう。

開戦となるや、各部落の各戸毎に国旗を新調し、毎日朝夕に村の氏神に参詣し、献燈して「皇軍全勝」「出征軍人武運長久」を祈願した。

在郷軍人に召集令状がきて出征することになると、村内の有志が相談して盛大な壮行会を催し、小学校の体操場を会場として、各戸一名、親族、友人、村役場吏員、学校職員、児童等が集合整列し、出征軍人の萬歳を三唱し、村民は手に手に「日章旗」又は「祝〇〇氏出征」と大書したのぼり旗数本を押し立て、職員児童は紙製の日の丸の小旗を携え、軍歌を高唱しながら村境まで列を組んで見送ったが、これに応えて出征軍人は一層勇気を増し、威風凛々として出発していった。

学校内には児童控所に満洲朝鮮地図を掲げ、開戦の場所には符号を付し、占領地には国旗を記入し、戦況を報道したが、連戦連勝の報が達する毎に学校の門側に戦況を揭示し、国旗を掲揚して祝意を表し、各部落各戸毎にも国旗を掲揚し、遼陽、沙河、奉天、旅順、日本海海戦等の大勝利の報が至ると、各部落ではそれぞれに祝杯を挙げ、学校児童は職員が引率して氏神に参詣し、祝勝萬歳を唱え、皇軍全勝、出征軍人武運長

久を祈願した。

明治三十八年七月十五日、光顕寺において挙行された戦死者歩兵軍曹松岡鑛造の八代村葬では、城崎郡長、八代村長、村会議員、村役場学校職員、児童、赤十字社員・愛国婦人会員各戸一名、親族、知友等、会葬する者無慮八百余名、第十師団長、兵庫県知事、愛国婦人会長以下の弔詞焼香が捧呈され、読経や生徒唱歌があり、「実ニ本村未曾有ノ盛葬ナリキ」と記録されている。

そのほか、一般村民の軍事教育の一環として、小学校や光顕寺を使用して時局講演会や幻燈会が開かれたし、或は、城崎温泉に姫路予備病院の転地療養所が開設され、傷病兵療養所となり多数の軍人が養生に滞在したためその慰問袋を寄贈したり、馬糧に必要な干草三三六貫、大麦三九石、或はたびたびの慰問金、慰問品の第一〇師団への献納、出征留守家族への勤労奉仕、戦病死者遺族への慰問、物資節約の奨励など、村民の日常生活は戦争協力一色にぬりつぶされたのである。

成田中尉の日露戦役従軍日誌

日露戦争に鳥取後備歩兵第四〇連隊第八中隊第三小隊長として応召し、柝木城、双台子、奉天会戦などの各地に転戦した久斗出身の陸軍歩兵中尉成田伊太郎が、克明に和罫紙に毛筆で書き綴った明治三十七年六月十五日入隊から明治三十九年二月九日凱旋帰宅までの従軍日誌が、貴重な資料として完全に保存されている。

その中から、当時の国民生活の空気を伝える、始めと終りの生々しい箇所を紹介しておこう。

「六月二十二日（明治三十七年） 晴



写真110 成田中尉従軍日誌 (成田恒美蔵)

(前略) 将卒は午前五時二〇分既に整列を終れり。……七時過、隊伍肅々、意氣揚々、兵營を出発す。各学
 校生徒、鳥取市の官民、遠近の村民、道路の両側に整列し、萬歳を呼ぶもの、笑ふもの、泣くもの、種々の
 様を呈せしが、中には随分哀なるものも多かりし。元來後備除隊兵士の多くは妻を迎え、子供も二、三人
 あるものも少なからねば、其妻の夫の袖にすがるもの、子供の父を見付けて父様々々と泣くもの、叔母の見

送りに来て甥の顔ながめて頻りに泣くあり、実に目もあてられぬ様な
 れば、我は其の人毎に、「大丈夫です、私わたしが引き請けました。決して
 あれだけ殺すような事は致しませんから、若しあれが殺されたら私わた
 も其時はもはや生きては居りません」といへば、聞く人毎に悦びて、
 手を合せて拝みながら「どうか御頼みもうします」と頼む様のいじら
 しさ、どうしても兵を見捨てて退くの逃ぐるのなど出来るべきものに
 あらずなど、いたく心に感じぬ。(中略)鳥取市端東品治ひがしほんぢに於ける見送
 人も多き、亦意外にて、煙火はなびを打ち挙げ、国旗を樹て、萬歳を称へ、
 其盛なる、亦以て軍人の士気を鼓舞するに足る。(中略)午後七時、智
 頭ちづに着く。夜は学校生徒の提灯行列をなすあり、各戸に球灯を点する
 あり、兵之往來織るが如く、其のにぎわい亦見るべきものありし、八
 頭郡はつがしらより銘酒五樽を送られ各兵に之を分配し、其疲れを癒しぬ。」

「六月二十三日 曇

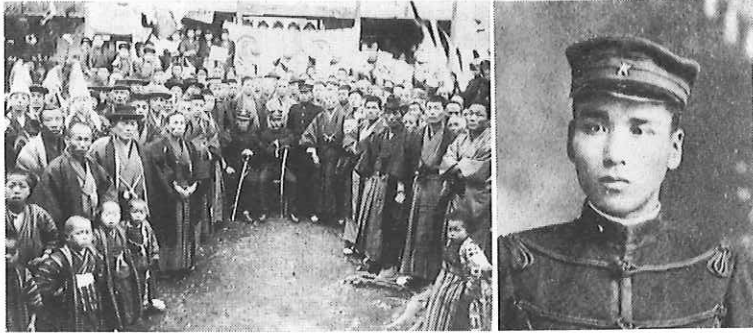


写真111 成田中尉と凱旋歡迎風景（成田恒美提供）

因幡^{いなば}国智頭町出發、町民其他の盛なる送迎を受け、萬歳々々の声と共に美作^{みまさか}国に入る。其国に入るや迎送の準備亦ひとしほに整い、道路四、五里の間、五間毎位に青葉繁れる樹木を立て、繩を以て數里の間、之を連ね、其繩に国旗を付け、戸毎に球灯、国旗をかかけ、学校生徒、赤字社員等の見送り道路上に絶えず。幼き子女の片言交りに萬歳をよぶ、白髪の老人、しわだらけの手を挙げて出征軍人の健康を祝するなど、実に殺氣天に滿つるが如き心地しぬ。（下略）

又、次の記事は、戦争終了後召集解除となり、帰宅した日のものである。この記事で日記は終っている。

「二月九日（明治三十九年） 木

積雪まだ六、七寸、二人掛腕車（二人曳人力車）に乗じ、八鹿諏訪屋に着。福知山より八鹿迄一円七十銭、それより江原迄一円二十銭、合計約三円の車賃にて、途中出迎の村民に挨拶もそこそこに江原村野村屋に着す。小憩。多数の村民に迎えられ、小学校生徒の『目出度く凱旋なされしか』と歌い呉るる軍歌は殊に腸^{はらわた}に浸み渡る心地し、門先に迎ふる父、妹等に、帰りましたの唯一語、嗚呼唯此一語、予は言い知れぬ感を覚えぬ。」

この時の「腸に浸み渡る心地」がしたという小学校児童の唱歌の歌詞を全文以下にのせておく。

「凱旋」

目出度凱旋なされしか

御無事でお帰りなされしか

お国の為めにながながと

御苦労様でありました。

お送り申したそのときは

桜は花が真盛り

武士の誉はまれじや潔いさぎよく

散つてもどると出られたが

散らしぢゃならぬ此の桜

また咲く春が来たなれば

そろばんもつてくわもつて

立派に働く君じゃもの

お天子様へ御奉公

充分なされたその上は

心の内じゃ御無事だと

朝晩祈って居りました。

祈った甲斐か知らないが

あっぱれ敵を追い払い

ここに凛々しい男ぶり

凱旋すがたを見ようとは

さても思へば二年ぶり

知らぬ他国の野に山に

たまのあられや火の雨や

剣の下をかけめぐり

傷を負うては二度三度

命のせとを出入して

君の御為め国の為め

戦争されたは何十度

思へば思へばながながと

御苦労様でありました。

心一ぱいおもへども

お礼は口にはいへませぬ。

お礼は口じゃいわないが

これから先きはわれわれが

おかげで揚あがった日本にっぽんの

名誉をきつと落おさず

農業工業商業に

一生懸命働いて

御国を富ます心がけ

それがいささか其積り

けふ道々に出迎へて

あつぱレ凛りり々しい男ぶり

凱旋すがたの君たちに

口じゃお礼が言へないが

両手を挙げて声あげて

萬歳よぶよ吾々が

このまごころは山々の

赤い紅葉もみぢが知っておる。

城崎郡の尚武会

当時一般住民の軍事思想を教育し、銃後の態勢を固めるための組織として、在郷軍人会、尚武会、赤十字社、海員掖済社、愛国婦人会、などの諸団体があった。

明治二十七、八年の日清戦争に際して創立された尚武会は全国的な軍民組織であったが、次に城崎郡尚武会規約を紹介しておこう。これは明治二十九年（一八九六）に制定されたものであるが、その目的として「平素郡民ノ尚武心を養成シ、軍人ヲ敬待シ」、それにより「有事ノ日ニ当リテハ郡民拳ツテ充分ノ力ヲ致シ、軍ヲシテ奮ツテ其ノ本分ヲ尽サシメ、且、在郷軍人ノ志氣ヲ振作」させるため、兵談会を開くことを主旨とした。このような官製の軍事思想強化教育団体が社会一般の軍国主義化の推進のために果たした役割は大きかった。反戦思想や平和運動は、この地方においては全く影をひそめて、表面化した動きは全く現われる余地がなかったということが出来る。

城崎尚武会規約（明治二十九年）（抄）

第一条 本会ハ平素郡民ノ尚武心ヲ養成シ、軍人ヲ敬待シ、有事ノ日ニ当リテハ郡民拳テ充分ノ力ヲ致シ、軍人ヲシテ奮ツテ其ノ本分ヲ尽サシメ、且在郷軍人ノ志氣ヲ振作セシメンガタメ兵談会ヲ開クヲ以テ主旨トス。

第二条 本会ハ城崎郡尚武会ト称シ、事務所ヲ城崎郡役所内ニ置ク。

第四条 本会々員ヲ分テ、通常、特別ノ二種トス。

本籍、寄留ヲ問ハズ、本郡内ニ住居スル戸主ヲ以テ通常会員トシ、……

第八条 会長ハ本郡長、幹事ハ郡役所吏員ニ依嘱シ、評議員ハ支部長ヲ以テ之ニ充ツ。

第九条 会長ハ本会一切ノ事務ヲ總理シ、兼テ評議員会、兵談会ノ会長トナル。

第十七条 各町村ニ本会支部ヲ置キ、城崎郡尚武会某町村支部ト称シ、事務所ヲ町村役場内ニ置ク。

第十九条 支部長ハ各町村長、主事ハ各町村役場吏員ニ依嘱シ、世話掛ハ各大字毎ニ一名トシ其区域内会員ノ互選トス。

第二十三条 現役兵入営又ハ満期帰郷、及ビ帰休ノ節、並ニ在郷軍人召集、応召又ハ解隊帰郷ノ節ハ支部ニ於テ鄭重ニ送迎ノ式ヲ行フモノトス。

第二十四条 本郡在住ノモノニシテ現役入営ノトキハ、餞別トシテ金五十錢ニ慰勞状ヲ添ヘ贈与スルモノトス。

第三十条 軍隊行軍又ハ演習ノ節ハ懇切ヲ旨トシ、諸事軍隊ノ便宜ヲ図リ、応分ノ斡旋ヲナシ、相当ノ待遇ヲナスモノトス。

第三十三条 本郡ヲ六部ニ分チ、毎部ニ兵談会ヲ設ケ、城崎郡尚武会第何部兵談会ト称ス。其区域左ノ如シ。

第一部 豊岡町、八条村、新田村、三江村、田鶴野村、奈佐村、五莊村

第二部 城崎町、内川村、港村

第三部 竹野村、中竹野村、奥竹野村、

第四部 香住村、口佐津村、奥佐津村、長井村、余部村

第五部 三方村、清滝村、西気村、三椒村、

第六部 日高村、国府村、八代村、中筋村

第三十四条 兵談会ニハ講師及助手若干名ヲ置キ、会長ノ指揮ヲ受ケ、専ラ会員ノ教授及批判ニ従事ス。

第三十八条 兵談会々場ノ準備及取締並ニ諸般ノ斡旋ハ会長ノ指示ニ依リ会場所在地ノ支部長及主事ニ於テ之ヲ取扱フモノトス。

第三十九条 開会当日ハ会長幹事及其区域内支部長ハ必ず出席スルモノトス。

第四十一条 出席会員ニハ本会ヨリ弁当料トシテ一人一日七錢ヲ給与シ、若クハ現品ヲ与フルモノトス。

第四十三条 兵談会員ハ風紀ヲ守リ、言語動作ヲ正肅ニシ、毎会速ニ参集シ、役員講師ノ指揮命令ヲ遵奉シ、一意其講修ヲナシ、一般人民ノ模範タランコトヲ勉ムルモノトス。

第四十四条 兵談会ニ於テ講修スベキ科目左ノ如シ。

一、在郷軍人ノ心得

二、軍人ニ必要ナル法律、命令、其他軍事教育ニ関スル件

三、忠臣、義士、義民ノ事跡及其逸話等

四、擊劍

五、射的

右ノ外、会長ニ於テ必要ト認ムルモノ。

第五十四条 本規約ハ明治二十九年七月一日ヨリ施行スルモノトス。

隆国寺の尽忠報国烈士之碑建立

明治三十四年（一九〇一）には、三方村清滝村の両村に所在する仏教各宗派の寺院が連合協力し、「日清戦争の七回忌になったのに自分等の地

区に限って未だ戦死者の追悼の碑が建立されていないのは、実に国民として忠死者を冷遇するもので、忍びざる所であるから『尽忠報国烈士之碑』を荒川村隆国寺に建碑して、戦争のすべての精霊に対し永遠に地下に瞑福を祈り、一は遺族に満足を与え、一は子孫に尚武の気象を鼓舞養生しよう」と企てた。

右建碑の趣意書の末尾には、隆国寺、常光寺、浄土寺、大溪院、常楽庵、観音寺、比曾寺の各住職がその名を列ねており、「愛国同情の諸君は、願わくば多少の浄財を喜捨し、この挙に賛助してほしい」旨を切に訴えている。仏教寺院も一丸となって戦争犠牲者の霊を慰めるという職業的使命感に燃えながら、国家に協力し、戦争政策の批判反対をなすことなく、その精神的支柱となったのであった。

「 尽忠報国烈士之碑ヲ建設スルノ序

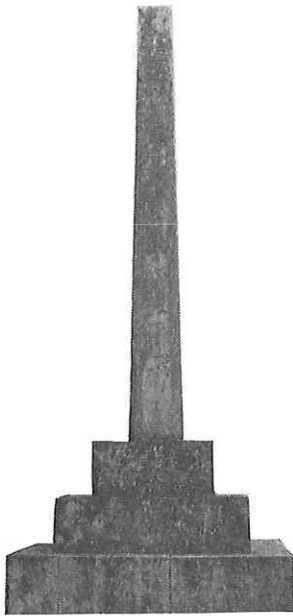


写真112 尽忠報国烈士の碑
(荒川)

蓋シ新陳交代遷流無常ハ浮世ノ常態ニシ
テ春去秋来暫モ留ラザルナリ。回顧スレバ
挙国一致千里一瀉ノ勢ヲ以テ満清ヲ聳動セ
シメタル仁義軍、連戦連勝遂ニ彼レヲシテ
請和ノ策ヲ講ゼシムルニ至ル。此時ヤ我同
胞ハ其礼ヲ厚クシ其声ヲ大ニシテ以テ凱旋
ノ軍ヲ歡迎セシニ非ズヤ。歡迎ノ事モトヨ

リ可ナリ。然リト雖モ是レ実ニ其ノ生者ヲ待ツ所以ノ道ノミ。恨ヲ吞デ九泉ノ下ニ隕セザル幾多ノ忠死者ヲイカンセン。アア此ノ忠死者ハ曾テ彼レガ弾丸毒刃ニ触レ、粉骨碎身シテ慘酷ノ死ヲ遂ゲ、或ハ蛮地ノ瘴氣ニ悩ミ空シク異域ノ土ト化セシ我國空前ノ一大活劇ハ今ヤ既ニ荏苒昔日ノ談ニ歸シ去リス。今ヤ残花枝ヲ謝シ、万緑翠ヲ滴タラントスルノ時、静ニ諸士ガ血ヲ以テ曠原ヲ染メ、屍ヲ蛮雨ニ曝シ斃レタル事跡ヲ回想スレバ、ウタタ悽愴ニ堪ヘザルナリ。然リ而シテ今歳正ニ七回忌ニ相遇スルモ、当地方ニ限り右戦死者追弔ノ碑ナキハ実ニ国民トシテ甚ダ冷遇ノ到リ、以テ忍ビザル所、依テ三方清滝ノ両村各宗寺院連合協力シテ三方村ノ内荒川村隆国寺ヲトシ、標題ノ如ク建碑シ、年々一回追弔会ヲ営ミ、永遠ニ此役及ビ北清連合軍等ニ関スル総テノ精霊ヲ聊カ地下ニ隕スアラシメント欲シ、一ハ其遺族者ニ満足ヲ与ヘ、一ハ後進者ニ尚武ノ氣象ヲ鼓舞養生セントス。今茲ニ設計ノ概略ヲ具シ敢テ之ヲ愛国同情ノ諸君ニ訴ヘ仰ギ、願クハ微衷ノアル所ヲ察シ多少ノ淨財ヲ喜捨シ此挙ヲ贊助シ完成セシメラレン事ヲ是レ祈ル。

明治三十四年六月

発起者	隆国寺住職	多田道栄	同	比曾寺住職	小野弘燈
同	常光寺住職	林 天産			
同	浄土寺住職	司馬密行			
同	大溪院住職	佐々木泰侃			
同	常楽庵住職	前田益門			
同	観音寺住職	山本良航			